外部サービス利用型

指定特定施設入居者生活介護事業所松寿荘重要事項説明書

(令和８年６月１日現在)

当施設が利用者へ各種支援・サービス提供する際に、施設の概要や提供されるサービスなど説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　指定特定施設入居者生活介護事業所松寿荘(以下「松寿荘」という。)が、提供するサービスについての相談窓口

電　話　　026-296-1833

担当窓口　長野県長野市上野２丁目 120 番地４　松寿荘

担当者

２　サービスの内容

（１）　基本サービス

①　特定施設介護サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設介護サービス計画書（以下「特定施設サービス計画」という。）を作成します。

②　利用者の安否の確認

松寿荘の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を確認し必要なサービスを提供します。

③　生活相談等

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

（２）　受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理、その他日常生活上の支援（以下「受託居宅サービス」という。）については、下記サービスにつき松寿荘が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

指定訪問介護　訪問介護事業所松寿荘　　長野市上野２丁目 120 番地４　松寿荘

指定訪問看護　訪問看護事業所訪問看護ステーションながの

長野市東鶴賀町 1547-19

指定通所介護　通所介護事業所若槻ホームデイサービスセンター

長野市田中 1464－１

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて松寿荘がその都度委託する事業所より提供します。

指定訪問入浴介護
指定訪問リハビリテーション
指定通所リハビリテーション
指定福祉用具貸与
指定認知症対応型通所介護

（３） 設備の使用、手続き及び介護サービス等

次の事項などのほか、利用契約書の規定によりますのでご参照ください。

① 居室

当施設の居室は原則２人部屋です。入居後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合があります。

※ 居室移動に関する事項

ア 利用者は、原則として、利用契約の際に定めた居室を使用するものとします。ただし、適切な介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、松寿荘に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

一 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

二 他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき

三 利用している居室がより適切なサービス提供をするために、利用者の日常生活上著しい支障があるとき

イ 松寿荘は、より適切なサービス提供に著しい支障があると認められるときは、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

ウ 居室の移動を希望する利用者は、その旨を松寿荘へ申し出てください。

エ 松寿荘は、前項の申し出を受けたときは、その適否を利用者に回答します。

オ 松寿荘が利用者の居室を移動する場合は、必ず利用者の同意を得ます。

カ 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

② 食事

朝食 7：15～ 7：45 頃
昼食 12：00～12：30 頃
夕食 18：00～18：30 頃

※ 食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。

※ 医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。細部については職員に相談してください。

③入浴介助は、必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。細部については職員に相談してください。

④その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添等の介護は必

要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。細部については職員に相談してください。

⑤機能訓練

機能訓練は、必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。細部については職員に相談してください。

⑥健康管理

原則毎週１回､診察室にて嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。嘱託医以外への外来受診は原則として、利用者又は家族に受診していただきます。通院介助が必要な場合にはご相談ください。通院介助には費用がかかる場合があります。

（４）その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用いただけます。ご希望の方は申し出ください。

② 所持品の管理

居室スペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。

③ レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合があります。

④ ショッピング

毎月第２・４火曜日に嗜好品、雑貨等の販売を行っていますので、ご希望の方は実費負担にてご利用いただけます。

３ 利用料金

（１） 保険が適用される基本料金（報酬告示関係 １単位：10.14 円）

① 外部サービス利用型特定施設入居者生介護費（基本部分）

一日あたりの料金 84 単位 851 円 自己負担額： 85 円

② 特定施設処遇改善加算（特定施設処遇改善加算Ⅲ）

現に基本サービス料金、受託居宅サービスに要した単位に 13.0%を乗じた単位で算定。料金はその単位に 10.14 円を乗じた額、利用者負担額は利用者割合に応じた額です。

③ 特定施設サービス提供体制加算（特定施設サービス提供体制加算Ⅱ）

介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上の場合

一日あたりの料金 18 単位 182 円 自己負担額： 18 円

④ 特定施設障害者等支援加算

療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた方。または、同等の症状を有する者と医師により診断された者

一日あたりの料金 20 単位 203 円 自己負担額： 21 円

⑤　受託居宅サービス利用料（報酬告示関係　1 単位：10. 14 円）

利用者が負担する額は松寿荘にお支払いください。サービス提供する事業者に支払う必要ありません。

ア　「指定訪問介護」

◎　身体介護が中心である場合（1 回あたり　※利用者負担 1 割の場合）

15 分未満の料金	94 単位：	953 円	自己負担額：	96 円
30 分未満の料金	189 単位：	1,916 円	自己負担額：	192 円
45 分未満の料金	256 単位：	2,595 円	自己負担額：	259 円
1 時間未満の料金	341 単位：	3,457 円	自己負担額：	346 円
1 時間 15 分未満の料金	426 単位：	4,319 円	自己負担額：	432 円
1 時間 30 分未満の料金	511 単位：	5,181 円	自己負担額：	519 円

1 時間 30 分以上については、548 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位です。料金はその単位に 10.14 円を乗じた額、利用者自己負担額は利用者割合に応じた額です。

◎　生活援助が中心である場合（1 回あたり　※1 割負担の場合）

15 分未満の料金	48 単位：	486 円	自己負担額：	49 円
30 分未満の料金	94 単位：	953 円	自己負担額：	96 円
45 分未満の料金	142 単位：	1,439 円	自己負担額：	144 円
1 時間未満の料金	190 単位：	1,926 円	自己負担額：	193 円
1 時間 15 分未満の料金	214 単位：	2,169 円	自己負担額：	217 円
1 時間 15 分以上の料金	256 単位：	2,595 円	自己負担額：	260 円

◎　通院等乗降介助

1 回の料金	85 単位：	861 円	自己負担額：	86 円

◎下記のイからキのサービスは厚生労働省告示による当該サービスの単位数に 90%を乗じた単位数となり、料金はその単位に 10.14 円を乗じた額、利用者負担額は利用者割合に応じた額です。

イ「指定通所介護」

ウ「指定訪問看護（訪問看護ステーション）」

エ「指定訪問入浴介護」

オ「指定訪問リハビリテーション」

カ「指定通所リハビリテーション」

キ「指定認知症対応型通所介護」

ク「指定福祉用具貸与」現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に 10.14 円を乗じ

た額、利用者負担額は料金の１割の額です。

（２）　その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

ア　特別な介護費用

イ　協力病院以外で、遠方の医療機関への通院に要する費用

ウ　理美容代

（３）　支払方法

各利用者の当月請求額は、毎翌月 27 日に指定の口座より銀行振替にてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります）

４　苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

松寿荘窓口　　（松寿荘　℡　026-296-1833）

苦情解決責任者　　所　長

苦情受付担当者　　副所長補佐

相談係長

生活相談員

第三者委員　（第三者的な立場で相談を伺います）

※ 行政機関その他苦情受付機関（土・日及び祭日は除く。）

当施設以外に、出身市町村及び長野県国民健康保険連合会相談窓口へご相談ください

長野市保健福祉部介護保険課　　℡　026-224-7871（直通）

＊その他市町村については、生活相談員までお問い合わせください

長野県国民健康保険団体連合会　　℡　026-238-1580

５　利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

ア　利用者の意見等を把握する取り組み　　意見箱を設置しています。

イ　第三者評価の実施の有無　　なし

６　非常災害対策

災害時の対応　　防災計画に沿い対応いたします

防災設備　　屋外消火栓、非常通報設備、非常放送設備、屋内消火器、
非常用照明設備、ダンパー設備、誘導灯設備、非常用発電設備
火災報知設備、防火戸・排煙装置

防災訓練　　年２回実施
① 夜間総合防災避難訓練（地域協力団体参加））
② 防災避難訓練（職員消火訓練、避難訓練）

防火責任者　　防火管理者

令和　　年　　月　　日

当松寿荘の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び契約書別紙並びに本書面に基づき、重要事項を説明しました。

「事業所」

事業者名　　特定施設入居者生活介護事業所松寿荘
住　　所　　長野県長野市上野２丁目 120 番地４　松寿荘
代表者名　　長野広域連合　松寿荘施設管理者
　　長野市長　　荻原　健司　　印

説 明 者　　職　　名　　介護支援専門員
　　氏　　名　　印

利用者は、契約書並び及び契約書別紙並びに本書面により、松寿荘から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての説明を受けました。

「利用者」　　氏　　名

「代理人」　　氏　　名